

平成 22 年度 保育料徴収月額表 (平成 22 年 4 月改正)

階層区分	対象者		保育料 (月額)	
			3 歳未満児	3 歳以上児
第 1 階層	生活保護法による被保護世帯		0 円	0 円
第 2 階層	第 1、4～9 階層を除き、前年分の町民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	町民税非課税世帯	7,200 円	3,600 円
第 3 階層		町民税課税世帯	15,600 円	9,900 円
第 4 階層	第 1 階層を除き、前年分の所得税が課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	所得税 20,000 円未満	18,000 円	16,200 円
第 5 階層		20,000 円以上 40,000 円未満	24,000 円	16,200 円
第 6 階層		40,000 円以上 103,000 円未満	35,600 円	23,200 円
第 7 階層		103,000 円以上 413,000 円未満	48,800 円	24,000 円
第 8 階層		413,000 円以上 734,000 円未満	64,000 円	30,000 円
第 9 階層		734,000 円以上	83,200 円	40,000 円